

## 16 少人数学級の実現に向けた教職員定数の拡充について

本市の小・中学校におきましては、いじめや不登校など、複雑化・多様化する生徒指導上の問題への対応や、年々増加する特別な支援を要する児童生徒や外国人児童生徒への対応など、一人ひとりの子どもの実態に合わせたきめ細かな指導の充実に取り組んでおります。

政府においては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（いわゆる「義務教育標準法」）を改正し、令和3年度から小学校1学級当たりの上限人数を引き下げ、令和7年度までの5年間で、順次6年生まで35人学級を実施することとされております。また、県においては、国に先行し、小学校の全学年を段階的に35人学級とする方針を示されました。これらのことにより、個別指導や少人数による指導の充実、教員の多忙化解消の一助となることが期待されます。

つきましては、**少人数学級の着実な実現に向けて、国や県による、教職員定数の拡充**について、格段の配慮をお願いします。

### 主な事項

- ・ 35人学級の実施により、必要となる教員を、加配定数から充当することなく基礎定数化すること
- ・ 35人学級の実施後も、引き続き、個別指導の充実に図るための少人数指導における加配教員数を維持すること